

壳布小学校区まちづくり協議会会則

【名称】

第1条 本会は、平成11年5月1日に設立し、壳布小学校区まちづくり協議会(略称名を
コミュニティ壳布)という。

【目的】

第2条 心豊かで明るく楽しいまちづくりを深めるため、校区内の市民の連帯と交流を促進し、
福祉、環境の充実、快適な住空間づくりに寄与することを目的とする。

【活動】

第3条 本会は、その目的を促進するため必要な事業を行う。

【事務所】

第4条 本会の事務所は会長の定めるところに置く。

【会員】

第5条 本会の会員は、当該地域に居住する者及び地域内の各団体、事務所等とする。

【幹事】

第6条 幹事は、原則として構成区地域の自治会、各種団体、グループより推薦された者を
いう。

【幹事の任務】

第7条 幹事の任務は次の通りとする。

- 1、総会の運営方針の決定。
- 2、本会の役員を選出。
- 3、本会の運営方針の活動を実施する。

【役員】

第8条 本会は次の役員を置き、役員会を構成する。

会長1名、副会長若干名、代表幹事若干名、会計2名、監査若干名、事務局若干名、
顧問及び相談役若干名。

【役員の任務】

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- 1、会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し事故ある時は会長の任務を代行する。
- 3、代表幹事は、本会の目的を遂行するため運営方針の策定に参画し実施にあたる。
- 4、会計は、本会の運営及び経理収支を記録し決算報告をする。
- 5、監査は、本会の会計監査を担当する。
- 6、事務局長は、本会の目的を遂行するため事務連絡・調整にあたる。

【役員の任期】

第10条 役員の任期は総会での承認から翌々年の総会までとする。但し、再任は妨げない。
壳布小学校校長、壳布小学校 PTA 会長は在任期間とする。

【総会】

第11条 1、総会は、幹事及び役員によって構成し、会長の招集により毎年5月に定期総会を開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することが出来る。

2、総会は、役員及び幹事の2分の1の出席により成立する。但し委任状を以って出席に代えることが出来る。

3、総会は、次の事項について議決する。

- (1)議長は会長が担当する。
- (2)事業報告及び決算の承認。
- (3)事業計画及び予算の決定。
- (4)役員、幹事の選出及び承認。
- (5)会則の制定及び改廃。
- (6)その他本会の運営に関する重要な事項の承認。

4、会員は総会に出席し意見を述べることが出来る。

【会計】

第12条 本会の経費は、補助金、助成金、その他の収入を以って当てる。

【専門部】

第13条 本会の運営及び活動を円滑に進めるため、次の専門部を設置する。
防災部、地域交流部、防犯・交通安全部、福祉・健康推進部、広報部

【雑則】

第14条 この会則に定めるもののほか、本会運営に必要な規則は役員会及び代表幹事会の決議を経て総会に報告する。

【個人情報の保護】

第15条 1、本会が収集した個人情報は、会員名簿の作成及び連絡並びに本会運営業務の目的以外に使用してはならず、厳重に管理するものとする。

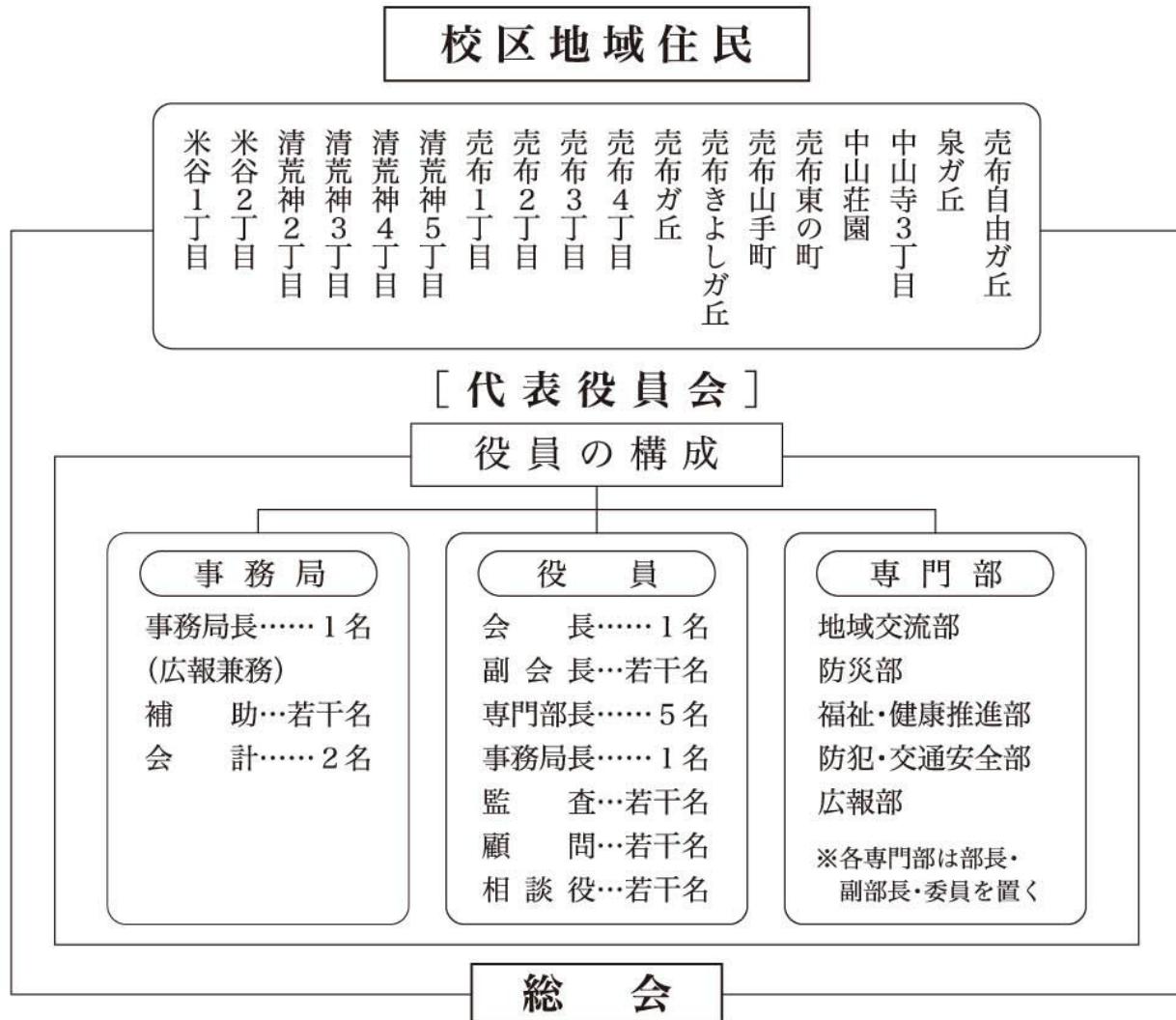
2、本会が収集した個人情報は、役員が責任を持って保管・処分するものとする。
個人情報とは以下のものを指す。
個人情報が記載された紙面、電子メールおよび添付される電子データ、等

付則:

この会則は平成 11 年(1999 年)7 月 20 日より施行する。

この会則改定最新版(版 No.05)は令和元年(2019 年)5 月 12 日より施行する。

壳布小学校区まちづくり協議会(コミュニティ壳布)組織図



[自治会組織]

米谷
清荒神
清荒神5丁目
壳布きよしガ丘
泉ガ丘北
壳布自由ガ丘

泉ガ丘
荒神山手
壳布ガ丘
第一壳布ガ丘
壳布東の町

壳布北
壳布園住宅
宝塚壳布住宅
ピピアめふ2
中山莊園

[地域住民代表団体]

地区自主防災会
小学校およびPTA
OTA(壳布小学校区おやじの会)
民生児童委員
主任児童委員
健康づくり推進員
壳布小学校区人権啓発推進委員会
壳布防災士会
壳布山手町連絡会
スポーツクラブ21壳布

[連携・協力団体及び事業所]

宝塚市市民交流部、宝塚警察署地域企画課
宝塚市社会福祉協議会
御殿山地域包括支援センター
生活協同組合コープこうべ、近畿中央ヤクルト販売
兵庫県電機商業組合、(有)ウッドホーム
特定非営利活動法人めふのお家